

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第253号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)

定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第40回全国大会を開催



三役全員の留任を承認した第40回全国大会
左より、平河・事務局長、野口・副会長、川上・会長、上田・副会長

中央本部では、第40回全国大会を5月28日(水)午後2時から、自由民主党本部の8F大ホールにおいて開催した。

今回も新型コロナウイルスは完全に終息していないことから、540名定員の会場に参加者210名(来賓含め300名)に制限して実施した。(感染症法の2類から5類に移行された令和5年5月から令和6年4月までの1年間の死者数は3万2千576人で、同期間でのインフルエンザでの死者数は2千244人になり、新型コロナウイルスでの死者数はインフルエンザで

の死者数の15倍になっている)

司会を中央本部女性部長の新井裕美子さんが務め、開会の辞を上田藤兵衛・副会長が述べた。

主催者代表あいさつで川上高幸・会長は、「人権教育啓発推進法」に規定する「人権教育・啓発に関する基本計画」は平成23年から見直しされていなかったが、昨年から見直しが進められ、本年1月にまとめられた中間試案では、私どもが強く削除を求めた「依然として根深く存在している」との部落差別の常套句の記述は削除されていた。今後の教育啓発については、新たに策定された「基本計画」に改めるよう要請していくと運動の方向を示した。

来賓あいさつでは、自由民主党を代表して組織運動本部長で衆議院議員の小淵優子さん、党の「差別問題に関する特命委員会」の委員長で衆議院議員の山口 壮さん、(一社)LGBT理解増進会の繫内幸治さんの3名からごあいさつをいただいた。

また、今夏に予定されている第27回参議院議員通常選挙の比例代表に、新人の中田フィッシュユさんを推薦していることから、推薦状の授与式で、本人に推薦状が手渡された。中田さんから選挙に臨む姿勢が語られた。

本人に限っての来賓紹介、「人権教育研究協議会と全国隣保館連絡協議会からのメッセージ」と祝電の一部を披露して開会行事を終え、記念講演に移った。

今号の内容

全国大会関係	1P
来賓出席一覧	2P
祝電	3P
令和5年度運動方針(その1)	...4~13P
福岡県隣保館人権課題 把握調査の結果	14P

今回の記念講演は、元西日本新聞の記者の馬場周一郎さんが「部落差別の過去、現在、そしてこれから」を完全解決への課題と展望を考えるというテーマで講演された。

議事では、議長に木村 仁・総務委員長と上田信輝・組織対策委員長が就いた。

第1号議案の令和6年度事業報告及び同決算報告並びに監査報告については、山口勝広・事務局次長が事業報告と決算報告を、監査報告を坂本典雄・監事が行い、承認された。

第2号議案の会則の改正と**第3号議案**の令和7・8・9年度の役員選出については、平河秀樹・事務局長が併せて説明を行い、承認された。

第4号議案の令和7年度運動方針案及び同事業計画案並びに同予算案については、平河秀樹・事務局長が一括提案し、承認された。

第5号議案のその他では、奈良県本部から意見が出された。以上で大会議事を終え、閉会の辞を野口賢二・副会長が行い、第40回全国大会を終えた。

来賓出席者

衆議院議員（本人）13名

井林 たつのり（静岡2）

▽岩田 和親（佐賀1）▽小

淵 優子（群馬5）▽鬼木

誠（比例九州）▽齋藤 建

（千葉7）▽坂本 哲志（熊

本3）▽瀬戸 隆一（香川

2）▽田中 和徳（神奈川

10）▽中野 英幸（比例北

関東）▽西村 康稔（兵庫

9）▽古川 康（比例九州）

▽山口 壯（兵庫12）▽山

本 大地（和歌山1）

参議院議員（本人）2名

松下 新平（宮崎）▽吉

川 ゆうみ（三重）

衆議院議員（代理）43名

あべ 俊子（比例中国）

▽東 国幹（北海道6）▽麻

生 太郎（福岡8）▽井上

信治（東京25）▽石田 真

敏（和歌山2）▽岩屋 毅

（大分3）▽英利アルフィヤ

（比例南関東）▽大岡 敏孝

（比例近畿）▽大西 洋平

（東京16）▽加藤 勝信（岡

山3）▽勝目 康（京都1）

▽木原 稔（熊本1）▽黄川

田 仁志（埼玉3）▽岸 信

千世（山口2）▽工藤 彰三

（比例東海）▽草間 剛（神

奈川19）▽栗原 涉（福岡

5）▽小池 正昭（千葉10）

▽高村 正大（山口1）▽新

谷 正義（比例中国）▽新

藤 義孝（埼玉2）▽鈴木

馨祐（比例南関東）▽田中

良生（埼玉15）▽高見

康裕（島根2）▽棚橋 泰文

（岐阜2）▽土屋 品子（埼

玉16）▽寺田 稔（比例中

国）▽渡海 紀三朗（兵庫

10）▽野田 聖子（岐阜1）

▽長谷川 淳二（愛媛3）▽

鳩山 二郎（福岡6）▽平沼

正二郎（比例中国）▽広

瀬 建（大分2）▽牧島 か

れん（神奈川17）▽松本

剛明（兵庫11）▽三反園

訓（鹿児島2）▽宮内 秀樹

（福岡4）▽武藤 容治（岐

阜3）▽茂木 敏充（栃木5）

▽山際 大志郎（比例南関

東）▽山下 貴司（岡山2）

▽吉田 真次（比例中国）

▽若山 慎司（比例東海）

参議院議員（代理）18名

石井 準一（千葉）▽石

井 正弘（岡山）▽磯崎

仁彦（香川）▽上野 通子

（栃木）▽白井 正一（千葉）

▽衛藤 晟一（比例）▽大

家 敏志（福岡）▽加田

裕之（兵庫）▽こやり 隆

史（滋賀）▽上月 良祐（茨

城）▽酒井 庸行（愛知）

▽自見 はなこ（比例）▽

永井 学（山梨）▽福岡

資磨（佐賀）▽藤川 政人

（愛知）▽松川 るい（大阪）

▽松村 祥史（熊本）▽渡

辺 猛之（岐阜）

その他

（二社）LGBT理解増進会

代表理事 繫内 幸治

祝 電

衆議院議員

本田 太郎▽山口 俊一

参議院議員

青山 繁晴▽佐藤 まさひ

さ▽永井 学▽松川 るい▽

吉井 章

その他

(公社)全国人権教育研究協議会

代表理事 戸田 雅威

全国隣保館連絡協議会

会長 窪田 幸実

(公財)人権教育啓発推進センター

理事長 坂元 茂樹

自由民主党参議院比例区支部長

しげもと まもる

大阪府関係

大阪府知事 吉村 洋文▽

府民文化部人権局長 榎下

朋浩

自由民主党大阪府議会議員団

幹事長 しかた 松男

府議会議員 須田 あきら

大阪市長 横山 英幸

堺市長 永藤 英機▽自由
民主党・市民クラブ 堺市議
会議員 西村 昭三

茨木市長 福岡 洋一▽豊

中市長 長内 繁樹▽枚方市

長 伏見 隆▽貝塚市長 酒

井 了▽交野市長 山本 景

▽阪南市長 上甲 誠▽摂津

市長 嶋野 浩一朗▽岸和田

市長 佐野 英利▽大阪狭山

市長 古川 照人▽高石市長

畑中 政昭▽門真市長 宮

本 一孝▽和泉市長 辻 ひ

ろみち▽四条畷市長 銭谷

翔▽寝屋川市長 広瀬 慶輔

▽東大阪市長 野田 義和▽

守口市長 瀬野 憲一▽大東

市長 逢坂 伸子▽柏原市長

富宅 正浩▽泉南市長 山

本 優真▽八尾市長 大松

桂右▽泉大津市長 南出 賢

一▽羽曳野市長 山入 端創

▽吹田市長 後藤 圭二▽藤

井寺市長 岡田 一樹▽泉佐

野市長 千代松 大耕▽河南

町長 森田 昌吾▽熊取町長

藤原 敏司▽島本町長 山

田 紘平▽田尻町長 栗山

美政▽豊能町長 上浦 登▽

能勢町長 岡田 正文▽岬町

長 田代 堯▽忠岡町長是枝

綾子▽太子町長 田中 祐

二▽千早赤阪村長 菊井 佳

宏

京都府関係

京都府知事 西脇 隆俊

府議会議員

荒巻 隆三▽いその 勝▽

おおさわ 彰久▽古林 よし

たか▽武田 光樹▽田中 英

夫▽中島 たけふみ▽中村

正孝▽藤山 ゆきこ▽森口

亨

京都市長 松井 孝治

市議会議員

富 きくお▽西村 よしな

お▽平山 たかお▽みちはた

弘之▽森田 守▽山本

しゅうじ

福知山市長 大橋 一夫▽

舞鶴市長 鴨田 秋津▽綾部

市長 山崎 善也▽宇治市長

松村 純子▽宮津市長 城

崎 雅文▽亀岡市長 桂川

孝裕▽城陽市長 奥田 敏晴

▽向日市長 安田 守▽長岡

京市長 中小路 健吾▽八幡

市長 川田 翔子▽京田辺市

長 上村 崇▽京丹後市長

中山 泰▽南丹市長 西村

良平▽木津川市長 谷口 雄

一▽大山崎町長 前川 光▽

井出町長 西島 寛道▽宇治

田原町長 勝谷 聰一▽笠置

町長 山本篤志▽和束町長

馬場 正実▽精華町長 杉浦

正省▽京丹波町長 畠中

源一▽伊根町長 吉本 秀樹

▽南山城村長 平沼 和彦

愛知県関係

愛知県知事 大村 秀章

県議会議員 石塚 アポ

口

あま市長 村上 浩司

熊本県関係

南阿蘇村長 太田 吉浩▽

同教育長 今村 了介

令和 7 年 度 運 動 方 針 (その 1)

はじめに

昨年は、平成 12 年 11 月 29 日に成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第 7 条に規定する「基本計画の策定」により、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成 14 年 3 月 15 日に閣議決定され、その後、平成 23 年 4 月 1 日に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加えた「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されて以来、22 年間見直しはされていなかったが、国内外における人権をめぐる状況が必ずしも反映されておらず、今後施策を推進していく際の指針として記載が十分でない箇所もあることから、基本計画の見直しを行う必要があるとして見直しが行われた。

見直し作業は、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応した人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、人権に関わる教育・啓発活動を行っている関係府省庁間で情報を共有し、その密接な連携・協力を図るため、「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」が設置されているが、この会議の下に設置された「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会」で進められ、第 1 回を令和 6 年 6 月 21 日に開催。第 2 回を 7 月 17 日に開催し、部落差別（同和問題）に関するヒヤリングとして、私ども自由同和会、全国地域人権運動総連合、部落解放同盟の 3 団体からオンラインで意見を聴取した。

私どもは、部落差別（同和問題）の実態を各種資料で説明しながら、部落差別（同和問題）は今や完全に解決の過程にあると現状認識を表し、基本計画の同和問題の項に記載する「これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、『着実に解決に向けて進んでいる』が、『地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在していることから、教育、就職、産業等の面での問題等がある』としている実態と乖離のある部分を削除するよう強く訴えた。

令和 7 年 1 月 20 日に開催された第 7 回会議で、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案が取りまとめられるとともに、パブリックコメントを実施することが了承された。

この中間試案での部落差別（同和問題）の項では、「特別措置法に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況が大きく変化した」と、差別の実態とは大きく乖離していることで私どもが強く削除を求めた「依然として根深く存在している」との部落差別（同和問題）の常套句は削除された。

今後、関係省庁はこの見直しをされた「基本計画」に沿った内容の人権教育啓発を実施することになるが、都道府県や市町村にも見直しされた「基本計画」に沿った内容に見直しすることを求めていく。

しかし、部落解放同盟が、「部落差別解消法」の改正や「部落差別解消法」を具体化するとして自治体に部落差別（同和問題）に特化した条例化を求めている活動については警戒する必要があるし、特に新たな立法としての「包括的差別禁止法」については、差別禁止では分断を生じさせ、差別禁止を訴えている団体や活動家の武器になるだけで、行き過ぎるポリティカル・コレクトネス（略して「ポリコレ」）がまん

延している中では差別と言われるのを恐れることにより議論に蓋をすることになり、憲法でも保障する民主主義で最も大切な自由な議論を阻害することだけで、解決には何ら寄与しないことから、これを阻止する運動を展開する。

差別や人権侵害をした人に反省を促すことも大事だが、もっと大事なことは糾弾することではなく、被害者の救済であり、そのための「人権擁護法案」の成立である。

部落解放同盟も人権救済のための「人権委員会」は必要としていることから、「自由同和会」、「部落解放同盟」、(公社)「全国人権教育研究協議会」、「全国隣保館連絡協議会」の4団体で結成した「人権会議」、(平成3年2月に結成した「同和問題の現状を考える連絡会議」を改名)は「人権擁護法案」の内容に齟齬をきたし休眠状態になっているが、簡易・迅速・柔軟に人権救済ができる国家行政組織法の第3条機関としての「人権委員会」を中心とする、「人権擁護法案」を国民から理解される法案に見直し、成立のために、再度、「人権会議」として活動することを視野に入れた活動を行う。

「障害者差別解消法」は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した条約を批准するために平成25年6月に制定されたもので、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を定めたものであり、これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」は令和3年5月に改正され、国や地方公共団体等と同様に令和6年4月1日からは義務(車いす利用者のスロープを店舗の出入り口に設置等)になったので、会員の事業者には過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行うよう指導するとともに、すべての事業者に対してバリアフリーなど環境を整える合理的配慮を求めていく。

同法第6条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」は平成27年の2月に策定公表され、各省庁においても「国等職員対応要領」と「事業者のための対応指針」が作成された後、平成28年4月から施行された。

地方公共団体についても、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定と実施を求めるとともに、策定が求められている「職員対応要領」については、大半の地方公共団体は策定済みだが、一部の市町村に遅れがあることから策定を急がせていく。

また、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止及び解決を図ることと、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を求めているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが市区町村は大幅に遅れていることから、この「協議会」が早期に設置されるよう市区町村に求めていく。

令和5年3月14日には、この「基本方針」の改定と「第5次障害者基本計画」(令和5年度～令和9年度)も閣議決定されているので、会員に熟読するよう促していく。

なお、洪水や高潮、津波が発生した場合に備える「水害ハザードマップ」は大半の市町村で作成済みだが、点字や音声を使用した目や耳が不自由な障害者向けの「水害ハザードマップ」の作成が大幅に遅れているので、市町村に作成を要請する。

障害者の雇用については、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務付けられたことで法定雇用率は、国と都道府県は2.3%から2.5%、教育委員会は2.2%から2.4%になったが、令和3年の3月からは国と都道府県は2.5%から2.6%に、都道府県の教

育委員会は2.4%から2.5%に引き上げられた。平成30年に発覚した国や地方公共団体などが障害者の定義を拡大解釈しての水増し雇用については早期に改善が図られた。令和6年6月1日時点での国の雇用は前年の9,940.0人から10,428.0人で、前年の2.92%から3.07%に、都道府県では前年の10,625.5人から11,030.5人で、前年の2.96%から3.05%に、市町村では前年の35,611.5人から37,433.5人で、前年の2.63%から2.75%に、教育委員会では前年の16,999.0人から17,719.0人で、2.34%から2.43%になっているが、非常勤が多いので常勤雇用を増やすよう国や地方公共団体に求めていく。

民間企業でも、令和3年3月1日から法定雇用率(2.2%→2.3%、対象企業を従業員数45.5人以上から43.5人以上に拡大)が引き上げられた。令和6年6月1日時点での雇用数や実雇用率は2.41%で対前年比0.08ポイント上昇していて、雇用障害者数も実雇用率も過去最多を更新で、雇用障害者全体では677,461.5人(その内訳、身体障害者は対前年比2.4%増の368,949.0人、知的障害者は4.0%増の157,795.5人、精神障害者は15.7%増の150,717.0人)で対前年5.5%増の35,283.5人の増になっているが、法定雇用率の達成企業の割合は対前年比-4.1ポイントの低下の46.0%で、昨年50.1%とやっと過半数の企業に達していたが、半数以上の企業が達成していないので未達成企業に雇用の促進を強力に求めていく。

なお、令和6年4月からは2.3%→2.5%(40.0人以上)、令和8年7月からは2.5%→2.7%(37.5人以上)に引き上げられる。

また、厚生労働省は「障害者の雇用の促進に関する法律」を平成25年6月に改正し、この改正に基づき、「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」と「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」を平成27年3月に策定している。

この指針も平成28年4月から施行されており、この指針では、募集採用時や採用後での差別禁止や合理的配慮を定めているので、この指針が守られているかの点検も併せて行っていく。

更に、平成30年に発覚した障害者の定義の拡大解釈による国や地方公共団体の水増し雇用の反省から、令和元年にも「障害者の雇用の促進等に関する法律」は改正され、国及び地方公共団体での一層の雇用の促進と「障害者活躍推進計画作成指針」の策定とこの指針に即した「障害者活躍推進計画」の作成並びに「障害者雇用推進者」と「障害者職業生活相談員」の選任を義務付けたので、「障害者活躍推進計画」に基づく取り組みの実施状況を注視する。

また、厚生労働省は、障害者の就労を支援する人向けに新たな資格を創設するとしていて、当面は新たにつくる業界団体が主催する民間資格として運用し、将来的には国家資格にするとしているので、資格取得を検討する。

令和2年4月より、障害者雇用に積極的に取り組む優良中小企業を認定する「もにす認定制度」が実施されていて、認定されれば日本政策金融公庫の低利融資対象になるので、認定されるよう会員の事業者を指導していく。

政府は、障害を理由に不妊手術を強いた旧優生保護法を憲法違反とした昨年7月の最高裁判決を受け、障害者への差別や偏見を解消するための行動計画を決定した。

この行動計画は、障害者の結婚や子育ての支援、公務員の意識改革を促す研修の拡

充、すべての人が相互に理解を深める取組の強化の 3 点を柱に位置付け推進し、今後、継続的に計画の実施状況を検証するとしていることから、私どもは都道府県や市町村の実施状況を検証する活動を行う。

ノーマライゼーション（共生社会）の観点からの特別支援教育でのインクルーシブ教育（特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障する）システムの推進として、新規でインクルーシブな学校運営モデル事業を 12 箇所の教育委員会や大学等に委託（79 百万円）、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るために、医療的ケアのための看護師は 4,550 人→4,900 人の配置、学校における医療的ケア実施体制整備事業として新規に災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究 1 箇所、医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究を 5 箇所の教育委員会へ委託。

また、特別な支援を必要とする子供への就学前から社会参加までの切れ目ない支援体制整備、外部専門家の設置（150 百万円→156 百万円）、発達障害のある児童生徒等に対する支援事業として（50 百万円→89 百万円）、①新規として、発達障害のある幼児児童に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業、幼稚園段階で 7 箇所、小学校段階で 5 箇所、民間団体等 1 箇所②効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル事業を 6 箇所の教育委員会に委託、③管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業を 4 箇所の教育委員会に委託。

学校における交流及び共同学習を通じて障害者を理解するため、「心のバリアフリーノート」（小学生用、中高生用）を活用して、心のバリアフリーを促進するなど、「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、特別支援教育の充実に向けた予算は増額しているが、更なる予算の拡充を文部科学省に求めていく。

特別支援教育としての新たな施策として、すべての新規採用教員を 10 年以内に 2 年以上、特別支援学級や特別支援校で経験させるよう全教委に通知したが、努力義務なのでほとんど実施されていないことから必須にするよう市町村教委に要請していく。

また、昨今、特別支援校へ通学する児童生徒が増えていることで教室の過不足を調査した結果、3,359 教室（令和 5 年 10 月 1 日現在）が不足していることが確認されたことで、設備に対する補助率を上げるなど、教室不足の解消を促しているため、都府県教委や市町村教委にインクルーシブ教育を増やすか特別支援校の新設及び増築で教室を増やすよう要請する。

「医療的ケア児支援法」が令和 3 年 6 月に成立したことで、特別支援校だけではなく地域の学校への通学が増えてくると思われるので、看護師等の配置について学校からの要請に応じられるよう市町村に働きかける。

なお、特別支援校には設置基準がなかったが、設置基準が初めて設けられ、令和 4 年 4 月から施行されるので、この基準を参考に見直すよう併せて要請していく。

令和 3 年 4 月から施行された改正バリアフリー法では、市町村での「基本構想」の策定、「心のバリアフリー」の推進が義務化され、また、特別特定建築物に公立の小・中学校が追加されたので、車いす使用者用のトイレやエレベーターの設置などバリアフリー化を市町村に求めていくが、新改築に限られ既存の校舎は対象外であったが、令和 5 年の 3 月に閣議決定された「第 5 次障害者基本計画」で令和 7 年までにすべての公立小中学校でのバリアフリー化を目標に掲げたので、その実施を市町村に求めていく。

大半の小中学校は、災害時の避難所に指定されていることから、高齢者にもやさしい施設にするためにもバリアフリーが急がれる。

虐待については、「障害者虐待防止法」では虐待行為者の範囲を、養護者と障害者福祉施設の従事者及び障害者を雇用する事業主としており、令和5年度の虐待は3,477件で前年度より398件増え、被害者も1,159人増えて4,641人になっている。令和4年度に虐待防止の職員研修が事業所に義務付けられたが、特別支援校や特別支援学級で体罰が表面化している中、虐待の温床になっている病院や学校を加えるよう政府に働きかけるとともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を、市町村では「障害者虐待防止センター」の設置が定められているので、都道府県と市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。

児童の虐待については、平成12年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の度重なる改正から、虐待の定義や通報義務の拡大、警察に対する援助要請、出頭要求の制度化、裁判所の許可を得ての立入調査と臨検・搜索、立入の拒否での罰金の引き上げ、地方公共団体での要保護児童対策知的協議会の設置等、児童相談所や福祉事務所の権限を強化してきているが、平成29年の4月からは裁判所の許可を得る立ち入り調査や臨検・搜索が迅速・的確な対応ができるよう要件が簡素化されたにも拘らず、悲惨な事件が続いたことから、「児童福祉法」と「児童虐待防止法」の改正案が令和元年6月19日に成立した。

この改正では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化と関係機関間の連携強化等が図られ、しつけとして体罰を容認する風潮がある親権者等による体罰の禁止が明記された。

令和2年の2月にまとめられた指針「体罰等によらない子育てのために」～みんなで育児を支える社会に～では、

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、ほほを叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

以上の6項目の例も体罰に挙げ、虐待の定義として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待としている。

これら体罰や虐待を発見した場合には、通告義務があることから、速やかに都道府県の設置する福祉事務所か児童相談所に通告し、体罰や虐待の防止に努めるとともに、子どもも体罰等によらない子育てに努める。

なお、令和7年3月25日に公表された厚生労働省のまとめによれば、令和5年度に児童相談所（全国234か所、令和6年4月1日現在）が児童虐待相談として対応した件数は225,509件（10,666件増、対前年比5.0%増）で過去最高になっている。

民法第822条の親権者の「看護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」との条文は、体罰の根拠になっていることで、この条文を削除する民法の改正が第208回国会へ提出され、令和4年12月10日に成立し、第821条（子の人格の尊重等）「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、この人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、

かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」を加えた。

なお、令和 5 年の 1 年間に全国の警察が検挙した虐待事件は 2,385 件 (204 件増、前年比 9.4% 増)、被害を受けた子どもは 2,415 人 (前年比 201 人 9.1% 増で過去最多、その内無理心中を含め死亡した子どもは前年より 9 人減の 28 人、過去最少) になり、警察から児童相談所に虐待を受けた疑いがあるとして通告された 18 歳未満の子供は 122,806 人 (7,044 人増、前年比 6.1% 増) と過去最多を記録している。

虐待で悲惨なケースが続いていることで、児童相談所の専門職である児童福祉士を、現在 6,481 人から令和 8 年度までに 910 人程度を増やし、7,390 人程度にするとし、児童心理司も現在の 2,912 人から令和 8 年度末までに 950 人程度増やして拡充するとしている。

令和 4 年 6 月 8 日に改正「児童福祉法」が成立したことで、新たな児童虐待の専門職として「子ども家庭ソーシャルワーカー」が認定資格 (国家資格) として令和 6 年度に導入されるとともに、虐待を受けた子どもを親から引き離す一時保護を行う際の手続きに、司法審査 (裁判所が一時保護状を発行し 7 日以内に司法が介入するもの) も導入された。

なお、今後は、令和 5 年 4 月 1 日に新たに設置された「子ども家庭庁」が所管することになり、令和 8 年度末までにすべての市町村に「子ども家庭センター」が設置 (令和 6 年 5 月 1 日時点で 50.3%) されるので、市町村や児童相談所と連携して、悲惨な児童虐待での犠牲者をなくしていく。

また、保育所や認可外保育施設、児童館などの施設が、保育士ら職員による子どもへの虐待を把握した場合には、自治体への通報を義務付けることを柱とする児童福祉法の改正案が今国会へ提出される。

学校での「いじめ」については、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義の拡大やいじめ問題への対応が明確化されてきたが、未だに「いじめ」による悲惨な自殺が続いていることから、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 (平成 29 年 3 月) が策定された。

基本方針の改定では、発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認 (LGBT) に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒等については特に配慮が必要と明記され、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うことも明記された。

また、いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) が止んでいる状態が 3 か月以上継続しているとした。

新たに策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「基本方針」 (平成 25 年 10 月)、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」 (平成 26 年 7 月)、「不登校重大事態に係る調査の指針」 (平成 28 年 3 月) が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、「法」、「基本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えた

りした事案が発生していることを踏まえ、「ガイドライン」を策定したとしていたが、令和 6 年 8 月に重大事態の発生件数は令和 4 年度に過去最高になり、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とのトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、ガイドラインが改定されたので、今後はいじめによる悲惨な出来事が起こらないように、各学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」の点検を行っていく。

また、政府は重大事態が令和 6 年度も最多を更新したことを踏まえ、国に提出された重大事態調査報告書を分析する専門家会議を設置し、学校での未然防止に生かすとした。

スクールカウンセラーについては、全公立小中学校 27,500 校（週 4 時間）への配置、いじめ・不登校対策のための重点配置（5,700 校→7,000 校週 8 時間）、貧困対策のための重点配置（2,300 校週 8 時間）、虐待対策のための重点配置（2,000 校週 8 時間）、教育支援センターの機能強化（250 箇所週 4 時間）、スーパーバイザーの配置（67 人週 4 時間）、自殺予防教育の支援、スクールソーシャルワーカーについては、すべての中学校区への配置（10,000 中学校区週 3 時間）、いじめ・不登校対策のための重点配置（4,000 校→5,000 校週 6 時間）、虐待対策のための重点配置（2,500 校週 6 時間）、貧困対策のための重点配置（2,500 校週 6 時間）、ヤングケアラー支援のための配置（1,000 校週 6 時間）、教育支援センターの機能強化（250 箇所週 3 時間）、スーパーバイザーの配置（67 人週 3 時間）、24 時間通話料無料の子供 SOS ダイアル（補助率 1/3）、SNS を活用した相談体制の整備に対する支援（補助率 1/3）、不登校児童生徒に対する支援推進事業（補助率 1/3）、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進（補助率 1/3）、オンラインカウンセリング活用のための配置 67 箇所（週 40 時間）、新たに警察 OB・OG、保護司、NPO 法人、大学教授、校長 OB・OG 等の多職種の専門家によるチームを「いじめ対策マイスターとして教育委員会に設置（5 都府県教育委員会、15 市区町村教育委員会）、スクールロイヤーは、一部の地方公共団体で取り入れられ、文部科学省も全国に 300 名を配置するとしていたが、予算措置が見送られ、令和 2 年度からは普通交付税措置が講じられているので、積極的な活用を地方公共団体に求めていく。

また、不登校児童生徒の学びの場の確保の推進として、校内教育支援センター支援員の設置（2,000 校）し、学習支援や相談支援を行う。

令和 5 年度のいじめの認知件数（小・中・高・特別支援校）については 732,568 件で過去最多で、前年度の 681,948 件から 50,620 件（7.4%）増加していて、ネット（パソコンや携帯電話を使用しての誹謗・中傷）でのいじめの認知件数も、前年度の 23,920 件から 758 件の増で 24,678 件の過去最高になった。

なお、自殺等重大事態については、前年度の 919 件から 387 件（42.1%）増の 1,306 件になっている。

文部科学省は、平成 25 年からは警察との連携をするよう通知をだしているが、令和 5 年度のいじめの件数 732,568 件に対して、僅か、2,573 件の 0.3% でしかなく、令和 5 年の 2 月 7 日に再度、警察との連携を徹底するように通知を出しているので、学校現場に警察との連携を密にし、いじめをなくすよう要請していく。

また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小・中学校は全面実施になっていることから、差別を「しない、させない、見逃さない」このことは最高の道徳だと思われるので、道徳も最大限に活用するように求めていく。

なお、インターネットの活用についても、情報モラル教育（メディアリテラシー）の充実をも求めていく。

性同一性障害や性的指向・性自認（LGB-T）に係る児童生徒については、既に、平成 27 年 4 月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、現場の教職員からより指導し易いものをとの要望を受け、平成 28 年 4 月に教員向けとして「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をまとめ、各学校に配布されているので、その実施状況や問題点等を確認する。

子ども政策の司令塔になる「子ども家庭庁」が内閣府の外局として昨年 4 月 1 日に 430 人体制で創設されたが、当初、予定されていた文部科学省の幼稚園やいじめ対策は移管されず、内閣府は少子化対策、子どもの貧困対策、児童手当、認定こども園を、厚生労働省は虐待対策、ひとり親家庭支援、母子保健、保育所を移管する。

この「子ども家庭庁」の創設に併せて、「子ども基本法案」が議員立法として令和 4 年 6 月 15 日に成立したが、子どもの権利が守られているかのチェックや虐待や貧困などを調査・勧告の権限を持つ行政から独立した第三者機関「子どもコミッショナー」の設置については自由民主党内の意見がまとまらず見送られたが、5 年後の見直し条項があるので、「子どもコミッショナー」の機能が取り入れられるよう、理解を求めていく。

また、「子ども家庭庁」の創設に併せて、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」が令和 8 年度末までにすべての市町村に設置される予定。（令和 6 年 5 月 1 日時点で 50.3%）

これは現在二つに分かれている①母子保健法に基づき設置されている、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、②児童福祉法に基づき設置されている、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」を一本化して「こども家庭センター」に改めるもの。

このセンターでは、家族の介護や世話を日常的に担っている「ヤングケアラー」や虐待、貧困、若年妊婦など、問題を抱える家庭に対する支援提供計画「サポートプラン」を作成して、家庭を訪問し、家事や育児の援助を行うことを想定しているらしいので、全面的に協力する。

女性の人権については、平成 13 年 10 月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 法）によって、平成 14 年 4 月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成 19 年 7 月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置していないことから、その設置を市町村に求めていく。（令和 6 年 12 月 1 日現在、全国 317 施設で、その内市町村が設置する施設は 146 施設。前年より 4 施設の増加）

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、令和 5 年度は 126,743

件（前年比4%増）で、令和6年に警察が対応したもののでも94,93件で前年度より6,318件（前年比7.1%増）増えており過去最多になっている。るが、検挙件数は前年より213件減の8,423件になっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けたものに限り、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成20年1月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、保護命令を発することができるとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発することとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設されたことで、平成26年の2,576件をピークに令和5年では前年より5件減少し、1,077件について保護命令が発令され、保護命令違反で49件で検挙されている。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。

「DVはなく精神への重大な影響を及ぼす「精神的DV」も保護命令の対象に加えられるとともに、接近禁止命令などの保護命令期間を6カ月から1年に、罰金も現行の「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」から「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」になり。厳罰化が図られた。

また、「ストーカー規制法」による相談件数は、平成29年の2万3,079件をピークとして、令和6年では19,567件で、前年より276件（1.4%）減少しているが、ストーカー規制法違反の検挙は前年より257件（23.8%）増の1,338件になり、刑法犯等についても34件（2.0%）増の1,742件が検挙され、過去最多になっている。

この「ストーカー規制法」は平成25年6月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令等を出すことができる公安委員会の処置が拡大され、国及び地方公共団体は民間の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記されたが、相談窓口すら設置していない市町村が多数存在することから、その体制整備を都道府県・市区町村に求めていく。

令和3年の5月には、GPS機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた改正が行われた。これで「ストーカー規制法」は3回目の改正になる。

今後もDVやストーカー被害者の増加が予想されるが、緊急な避難場所としてのシェルター（一時避難所）が不足しているので早急に設置するよう市町村に求めていく。

また、民間シェルターは、全国で124運営団体（令和4年11月1日現在）があるが、いずれも財政基盤が脆弱で運営が厳しいのが実情であるので、地方公共団体へより一層の財政支援を求めていく。

現在のDVやストーカーでの一時保護施設（婦人保護施設）は、売春防止法の売春を行うおそれのある女子を収容保護施設に基づいて運営されているが実態に合わないことから、DVや性被害、生活困窮などで苦しむ女性の支援を拡大する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案」が超党派の議員立法として作成され、令和4年5月19日に成立したことで、令和6年4月から、これまでの「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」に改称された。

平成27年の8月に成立し、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」は、女

性の地位の向上のため従業員 301 人以上の企業、国や自治体に女性管理職の割合や採用比率などを数値目標にすることなど、取り組む内容を平成 28 年の 4 月 1 日までに、企業は行動計画を国や地方公共団体は推進計画を策定して公表することを義務付けるものであったが、令和元年 5 月 29 日に改正案が成立したことで、これまでの従業員 301 人以上の企業が義務であった行動計画の策定が、令和 4 年 4 月からは 101 人以上も義務になったので、対象企業に行動計画の策定を求めている。

また、令和 8 年 4 月からは、これまでは 301 人以上の企業に義務付けられていた賃金格差の公表及び管理職に占める女性比率の公表も 101 名以上の企業に対象が広がられるので、対象企業に公表を促していく。

厚生労働省は最近問題になっているカスタマーハラスメント（カスハラ）について、「顧客や取引先、施設の利用者などによる、社会通念上相当な範囲を超えた言動で、労働者の就業環境が害される」と定義し、相談窓口の設置や対策マニュアルの策定など、従業員を保護する対策を全企業と全自治体に義務付けるために「労働施策総合推進法」の改正案と、就職活動中の学生へのセクシャルハラスメント（セクハラ）防止策も義務とするために「男女雇用機会均等法」の改正案を今国会へ提出しているとのことで、会員企業へ防止策の策定などを指導していく。

政府は、男女格差の解消や女性の経済的自立などを推進するセンターとして、独立行政法人「国立女性教育会館」を改組して、自治体が設置している約 350 か所の「男女共同参画センター」のネットワークを形成する中央組織としてナショナルセンターを、令和 8 年度中に創立を予定しているので、協力していく。

また、令和 8 年度から 5 年間を対象とする「第 6 次男女共同参画基本計画」づくりに着手しているのでその策定を見守っていく。

「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメント（性的言動）は防止の措置を講じることになっているが、平成 28 年 3 月に「均等法」が改正され、マタニティーハラスメント（出産・妊娠）も平成 29 年 1 月からは防止の措置を講じなければならなくなったが、令和元年 5 月 29 日には「女性活躍推進法」と「労働施策総合推進法」の改正案が成立したことで、大企業（300 人以上の企業）は、令和 2 年 6 月 1 日からパワハラ（上司などの優越的な関係を背景に、業務上必要な範囲を超えた言動で働く環境を害すること）防止の措置を講じることや相談窓口の設置が義務になったが、令和 4 年の 4 月からは中小企業もパワハラ禁止を就業規則に明記するなど、パワハラ防止策と相談窓口の設置が義務になったので、会員企業に指導していく。

なお、「女性活躍推進法」では女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設されているので、認定されるよう促していく。

また、政治の分野でも、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30 年の 5 月に成立しているので、女性の候補を増やすために女性だけの政治塾などを開催するよう政党に求めている。

私どもも、女性の社会参加を促し、働きやすい環境づくりに努めていく。

自由同和会中央本部
令和6年5月31日作成

福岡県隣保館人権課題把握調査

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ制定した「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」第6条に基づき、部落差別の実態を把握するとともに、部落差別以外のさまざまな人権侵害についてもその実態を把握するため、市町村の協力を得て人権侵害(被差別)体験等の調査を実施したものである。

2 調査方法

本調査は、広く福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターである隣保館において実施した。

また、隣保館を設置していない市町村においては、集会所、公民館、福祉センター等の調査目的に合った公共施設を当該市町村が指定し、調査を実施した。

調査は、隣保館及び公共施設に調査票を備え付け、設置した回収箱に記入した調査票を投函していただく方法で行った。

調査期間	市町村	隣保館	隣保館以外の公共施設
令和4年8月1日～10月31日	50市町村	54館	46施設
令和4年12月19日～令和5年3月18日	9市町村	18館	1施設

部落差別(同和問題)

1 自身に対する部落差別(回答者 5,445 人)

・過去10年間程度に、自分が部落差別を	受けたことがある	394人(7,2%)
	受けたことがない	4,362人(80,1%)
	よく覚えていない	241人(4,4%)
	答えたくない	101人(1,8%)
	回答なし	390人(7,1%)

差別を受けた時期	1～5年前	6～10年前	年数不明
人数	140人	176人	223人
差別を受けた内容 結婚・交際	9人(0,64%)	23人(13,0%)	45人(20,1%)

※差別を受けた内容の結婚・交際だけをピックアップしたもの

2 子どもや家族に対する部落差別

差別を受けた時期	1～5年前	6～10年前	年数不明
人数	986人中78人	1,019人中92人	4,021人中93人
差別を受けた内容 結婚・交際	17人(21,7%%)	23人(25,0%)	40人(43,0%)

※差別を受けた内容の結婚・交際だけをピックアップしたもの